



## 決済法制及び金融サービス仲介法制における規制改革

執筆者: 谷澤 進、芝 章浩

### 1. はじめに

2019年12月20日、金融庁は、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(以下「金融審報告」といいます。)及びその概要を公表し、その中で、決済法制に対するさまざまな改革を行うとともに銀行・証券・保険にまたがる横断的な金融サービス仲介業の制度を導入するとの提言が示されました<sup>1</sup>。さらに同日、経済産業省は、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の最終報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」(以下「産構審報告」といいます。)を公表し、クレジットカードに関する一定の規制改革の提言が示されました<sup>2</sup>。

このニューズレターでは、これらの報告の内容について、そのうち今後、法令等の改正が想定される内容を中心に概説します。

### 2. 資金決済法上の決済法制の規制改革

金融審報告では、資金決済法上の資金移動業規制と前払式支払手段規制について、以下のような改革を提言しています。

#### (1) 資金移動業

現行法上、「為替取引」<sup>3</sup>を業として行うには、原則として銀行等の預貯金取扱金融機関である必要がありますが、その例外として、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)に基づき資金移動業者として登録を受けた者については、1件当たり

<sup>1</sup> [金融庁「金融審議会『決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ』報告の公表について」\(2019年12月20日\)](#)

<sup>2</sup> [経済産業省「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書」\(2019年12月20日\)](#)

<sup>3</sup> その意義については、判例上、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と解されています(最判平成13年3月12日刑集第55巻2号97頁)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

100万円以下との制限の下で許容されています<sup>4</sup>。そのため、預貯金取扱金融機関でない事業者が送金サービスを行う場合、資金移動業者として登録を受け、かかる制限に従って行うのが通常です。

#### (a) 送金額に応じた新たな規制枠組み

前述のとおり、現行法上、資金移動業者は、1件当たり100万円以下との制限に服しますが、金融審報告では、送金額に応じた以下の3つのタイプの規制を導入し、さらに、これらのうちの複数の併用を許容することを提言しています。資金移動業者の規制については、1件当たり100万円以下という金額制限や資金移動業者としての規制内容について規制緩和の要望があった一方で、出資法上の預かり金規制等との関係で問題が生じる資金滞留(資金移動業者が具体的な送金指図を伴わず直ちに送金に利用されない顧客の資金を保有する状態)に関する制度整備も課題とされました。

- ① 100万円超の高額送金を行う類型:送金額は無制限。資金移動業登録に加えて、別途認可制の対象とすることで事業への参入規制を厳格化。具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可とする等資金の滞留は最小限に抑制。
- ② 現行規制を前提とする類型:送金額は1件当たり100万円以下(現行通り)。利用者1人当たりの受入額が100万円を超える場合は、送金との関連性を資金移動業者内で確認し、無関係な場合は利用者に払出し。利用者資金の保全方法として保全契約を利用する場合には利用者資金を貸付けに活用することを防止する措置を要求<sup>5</sup>。
- ③ 「少額」送金を取り扱う類型:1件当たり送金額及び利用者1人当たり受入額の上限が少額(数万円程度を想定<sup>6</sup>)。

#### (b) 利用者資金の保全

現行法上、資金移動業者は、供託、保全契約及び信託契約の3つの方法のいずれかにより利用者資金の保全を行うことが求められています<sup>7</sup>。金融審報告では、これらの方法の併用を認めるべきとしています。

そのうえで、保全すべき金額の算定頻度については「週1回以上」に統一すること(ただし、上記①の100万円超の高額送金を行う類型については最低限「1日1回」)が提言されています。

また、算定日から実際に保全が図られる日までの期間についても、実務の状況に応じて機動的に短期化し得る枠組みとすること(ただし、上記①の類型については最低限「2営業日以内」)を提言しています。

さらに、上記③の「少額」送金を取り扱う類型については、利用者資金の保全方法として、自己の財産と分別した預金での管理も許容することを提言しています。その場合は必ずしも倒産隔離の効果が得られないため、事業者の破綻リスクについての利用者に対する情報提供、預金による管理状況及び財務書類の外部監査、並びに預金による管理状況の当局への定期的な報告を義務付けるべきとしています。

#### (c) 無権限取引への対応

なりすまし等による無権原取引が行われた場合の対応方針(利用者との責任分担や補償内容等)について、当面は事業者による自主的な対応を促すことが適当としてその内容を規制することはせず、他方で、利用者への情報提供を義務付けるべきとしています。

## (2) 前払式支払手段

資金決済法では、商品券やプリペイドカード、交通系電子マネーのような前払式支払手段の発行者も規制されているところ、前

<sup>4</sup> 資金決済法第37条、2条2項、同法施行令2条。

<sup>5</sup> 利用者受入れ資金の滞留が無制限に行われ、当該資金が貸付業務に利用可能になると、実質的には、信用創造を伴う銀行業(預金の受入れと資金の貸付けを併せ行うこと)を実施可能となること等が懸念されます。

<sup>6</sup> 5万円以下との意見があったことが紹介されています。

<sup>7</sup> 資金決済法43条1項、44条、45条1項。

払式支払手段は、原則として払戻しが禁止されていることから<sup>8</sup>、その発行は「為替取引」に該当しないと解されています。前払式支払手段発行者に対しては、資金移動業者と異なり、利用者資金の全額保全ではなく半額保全が求められているに過ぎず、また、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。))に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制に服さない等、より緩やかな規制となっています。

このような規制状況を踏まえ、実務上は、利用者間の譲渡が可能な電子マネー(いわゆるオープンループ型)の発行者が、犯収法上の取引時確認が未了の利用者に対しては前払式支払手段発行者として返金不可なタイプの電子マネーを発行し、取引時確認が完了した利用者に対しては資金移動業者として返金可能な電子マネーを発行するといった仕組みを採用する実務がみられます。

#### (a) 不適切な取引の防止

前払式支払手段に該当するオープンループ型(利用者間での譲渡が可能な設計)の電子マネーについて、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されないことがないよう、発行者に対し、譲渡可能な残高の上限設定や不自然な取引を検知する体制整備を求めるとしています。

#### (b) 利用者資金の保全

前払式支払手段発行者については、利用者資金の半額保全が求められているに留まり、資金移動業のように全額保全は求められていません。金融審報告では、この点の見直しは今後の検討課題として直ちに制度改正の対象とはせず、他方で利用者に対して利用者資金は半額保全である旨や利用者資金の保全方法についての情報提供を義務付けることを提言しています。

#### (c) 無権限取引への対応

無権限取引については上記(1)(c)の資金移動業者に対するのと同様の提言(対応方針について利用者への情報提供を求める)がされています。

#### (d) 資金移動業規制との整合性確保

金融審報告では、前払式支払手段発行者について、外部委託先の管理体制の整備義務や業務改善命令の発出要件について資金移動業者と整合的なより厳格な規制とすることを提言しています。

### (3) 収納代行

金銭債権を有する事業者や国・地方公共団体から委託を受けて債務者から当該金銭債権の代理受領を行うサービス(いわゆる収納代行や代金引換)については、実務上、「為替取引」に該当しないと解釈の下で、従前より数多くの事業者により提供されてきました。

金融審報告では、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を受受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為全般について「収納代行」と定義したうえで、「為替取引」に関する規制を適用の要否について、以下のように整理を行っています。

まず、①債権者が事業者<sup>9</sup>又は国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合については、「為替取引」に関する規制を適用する必要

<sup>8</sup> 資金決済法 20 条 5 項。

<sup>9</sup> ここでいう「事業者」の定義としては、消費者契約法上の定義(すなわち、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人)を用いるものとしています。

性は必ずしも高くはないとしています。

次に、債権者が消費者個人間の収納代行のうち、割り勘アプリのようなサービスについては「為替取引」に関する規制の適用対象となることを明確化するものとしつつ、エスクローサービスについては引き続き検討課題として直ちに規制の適用対象とはならないことになっています<sup>10</sup>。

【表】改正後の規制内容として提言されているもの

|                    |                           | 参入規制  | 送金額上限                    | 利用者資金の受入れ                              | 利用者資金の払戻し | 利用者資金の保全等  | 不適切な取引の防止                   |
|--------------------|---------------------------|-------|--------------------------|--|-----------|--|-----------------------------|
| 資金移動業者①<br>(高額)    | 登録制 + 認可制                 | 無制限   | 無制限                      | 滞留は最小限                                 | 可         | 全額が対象。(a)供託、(b)保全契約又は(c)信託契約(併用可)。保全金額を最低限「1日1回」算定し最低限「2営業日以内」に保全。   | AML/CFT 規制                  |
| 資金移動業者②<br>(現行ベース) | 登録制                       | 100万円 | 無制限                      | 受入額が100万円を超える場合、送金との関連性を確認し、無関係な場合は払出し | 可         | 全額が対象。(a)供託、(b)保全契約又は(c)信託契約(併用可)。(b)の場合、貸付けへの利用防止措置。保全金額を「週1回以上」算定し、保全までのタイムラグは機動的に短期化し得る枠組み。                                 |                             |
| 資金移動業者③<br>(少額)    |                           | 数万円程度 | 数万円程度                    | 可                                      |           | 全額が対象。資金移動業者②に求められる方法による保全だけでなく、固有財産と分別した預金も可。その場合<br>・事業者の破綻リスクについて利用者に情報提供<br>・預金による管理状況及び財務書類の外部監査<br>・預金による管理状況の当局への定期的な報告 |                             |
| 前払式支払手段発行者         | 自家型<br>届出制<br>第三者型<br>登録制 |       | 譲渡可能なものについては譲渡可能な残高の上限設定 | 無制限                                    | 不可        | 半額が対象。(a)供託、(b)保全契約又は(c)信託契約(併用可)。   | 譲渡可能なものについては不自然な取引を検知する体制整備 |

### 3. 割賦販売法上の決済法制

産構審報告では、割賦販売法上のクレジットカード等に関する規制について、以下のような規制改革を提言しています。

#### (1) 少額サービスに関する規制緩和

割賦販売法上、「包括信用購入あつせん業者」(クレジットカードのイシュー等)は登録制を含む一定の規制に服していますが、産構審報告では、従来のクレジットカードサービスとは異なる新たな少額の後払いサービスを想定した一定の規制緩和が提言されています。具体的には、極度額が10万円以下の場合を「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」としたうえで、①登録拒否事由につき、純資産要件(資本金の90%以上)<sup>11</sup>の緩和及び資本金・出資額要件(2000万円以上)<sup>12</sup>の撤廃、②不払いによる契約解除のための催告期間(20日間)<sup>13</sup>の短縮(7~8日へ)、③取引条件の表示義務や社内体制整備義務(内部監査や従業員研修)の柔軟化を提言しています。

#### (2) 技術・データを活用した与信審査の解禁

割賦販売法上、包括信用購入あつせん業者による与信審査については、調査事項、調査方法(指定信用情報機関の信用情報の使用義務等)及び算定方法が一律に規定されています<sup>14</sup>。産構審報告では、「性能規定」の考え方(不可欠な性能のみを法令に

<sup>10</sup> 割り勘アプリについては、サービス提供者が、原因関係取引(債権債務関係の発生事由)に関与していない点が指摘されている一方で、エスクローサービスについては原因関係取引の同時履行を担保している等、原因関係取引との関連性が指摘されています。

<sup>11</sup> 割賦販売法33条の2第1項4号。

<sup>12</sup> 割賦販売法33条の2第1項3号、同法施行令5条2項。

<sup>13</sup> 割賦販売法30条の2の4第1項。

<sup>14</sup> 割賦販売法30条の2第1項。



定め、当該性能を実現するための具体的な手段・方法等は最新の技術を活かした各事業者の創意工夫を認めるものを導入し、経済産業大臣による認定を前提に技術・データを用いた与信審査手法を柔軟に許容する枠組みの導入を提言しています。

### (3) その他

以上のほか、産構審報告では、クレジットカードに関して、セキュリティ対策の強化としてクレジットカード番号等の適切な管理のための措置を講じるべき事業者の範囲<sup>15</sup>の拡大(一定の決済代行業者や QR コード決済事業者を全面的に対象とするとともに、後払サービスを提供する EC モール事業者も対象に追加)、書面交付の電子化の要件緩和(一部 URL 表示の許容等)等を提言しています。

## 4. 金融サービス仲介法制

現行法上、銀行法における銀行代理業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人及び保険仲立人のように、各業種ごとに金融サービス仲介法制が整備されており、また、このうち保険仲立人以外については、特定の金融機関による委託を前提とし、その指導等に服し、委託元金融機関も原則として顧客に対する損害賠償責任を負う形となっています(いわゆる「所属制」)。

金融審報告では、所属制を前提としない複数業種にまたがるワンストップの金融サービスを扱う仲介業者に対する新たな規制枠組みの導入を提言しています。

### (1) 業務範囲

新たな金融サービス仲介業者の業務範囲としては、銀行分野については預金等・資金の貸付け・為替取引の媒介、証券分野については有価証券の売買等の媒介、保険分野については生命保険・損害保険等の媒介が想定されており、また、銀行分野については銀行だけでなく協同組織金融機関や貸金業者についても媒介を可能とすることが想定されています。契約締結権限まで有する代理の形態は認められていません。

取扱可能な金融サービスは、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているもの等、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当とされています<sup>16</sup>。

さらに、一定の要件を満たせば電子決済等代行業者として登録を受けることなく電子決済等代行業<sup>17</sup>を行うことができるものとされています。

### (2) 参入規制

新たな金融サービス仲介業者の参入規制として、所属制を前提とせず仲介業者自らが唯一の責任主体となる観点から事業規模に応じた保証金の供託を求めるとし、また誤認混同を避ける観点から同一分野における既存の仲介業との兼業を禁止することが提言されています。

### (3) 行為規制

新たな金融サービス仲介業者の行為規制として以下の内容が提言されています。

- ・ 顧客資産の預託の受入れは禁止すること

<sup>15</sup> 割賦販売法 35 条の 16 第 1 項、3 項、35 条の 17 の 9、同法施行規則 133 条の 11。

<sup>16</sup> デリバティブ取引やデリバティブを内包する金融商品は除外の対象となると見込まれます。

<sup>17</sup> 銀行法 2 条 17 項。

- ・ 顧客の非公開情報の適切な取扱いを求めること
- ・ 金融機関から受け取る手数料等や委託関係・資本関係の有無等の開示を求めること
- ・ 一定の説明義務、情報提供義務を課すこと(ただし、金融機関又は仲介業者のいずれかにおいて十分な説明を行えば足りる。)
- ・ 取り扱う商品・サービスの特性に応じて行為規制を課すこと

#### (4) その他

以上のほか、自主規制団体や紛争解決制度の整備も提言されています。

## 5. 今後の展開

金融審報告及び産構審報告で提言された制度改革を実現すべく、今年の通常国会においてそれぞれ関連する法案が提出され、その成立後は、パブリックコメントの手続を経て政令や府省令、監督指針等が整備されることが想定されます。

そのため、新制度の内容についてはこれらの動きに引き続き注視することが重要です。

以上



たにざわ すすむ  
谷澤 進

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[s\\_tanizawa@jurists.co.jp](mailto:s_tanizawa@jurists.co.jp)

広く金融分野を業務分野とし、複数の金融機関への出向経験を活かして、キャピタル・マーケット、金融規制/コンプライアンス関連業務、アセット・ファイナンス等の案件に従事するほか、金融分野における M&A や当局対応も担当する。



しば あきひろ  
芝 章浩

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士  
[a\\_shiba@jurists.co.jp](mailto:a_shiba@jurists.co.jp)

2007 年弁護士登録、2018 年ニューヨーク州弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2017 年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)。2011 年 10 月から 2014 年 6 月まで金融庁に出向し企画立案業務に従事。2017 年 8 月から 2018 年 8 月まで株式会社三菱 UFJ 銀行シンガポール支店に出向し法務に従事。金融規制への対応のほか、バンキング、ストラクチャード・ファイナンス、アセットマネージメント等の国際・国内金融取引等の案件に従事し、大手金融機関から FinTech スタートアップまでさまざまな依頼者をサポートしている。